



"どっちがお得？  
企業型 DC (企業型確定拠出年金) と  
iDeCo (個人型確定拠出年金) "

2022/10/31 配信

## DC ニュースレター

今年、2022 年 10 月から、企業型 DC の加入者も個人型 DC (iDeCo) 同時に加入できるようになりました。新聞などでご存じの方もいらっしゃると思います。

では、企業型 DC と iDeCo では、どっちがお得でしょうか？

皆さんのが加入しているのは企業型 DC です。DC の掛金の金額を会社が決めるタイプと皆さんのが自身の選択で掛金の金額を決めるタイプ（これを「選択制 DC」と言います）があります。選択制 DC には、会社が掛金の一部を負担する「会社拠出 + 選択制」のタイプと全額自身の給与から金額を指定して拠出する「完全選択制」のタイプがあります。このメルマガの読者の多くの方が、選択制 DC なので、選択制 DC と iDeCo で比較していきましょう。最後に、会社が掛金の金額を決めるタイプの企業型 DC の加入者の方への方向けにも言及します。

まず、選択制 DC と iDeCo の共通のメリットを確認します。

確定拠出年金制度は、2001 年に導入された厚生労働省管轄の国の制度です。国民の老後の生活の安定の為、自助努力による年金制度をアメリカの制度を手本として導入されました。制度普及の支援策として、3 つの大胆な節税メリットを加入者に与えています。

- ① 掛金には、所得税・住民税が掛かりません。
- ② 運用益は、非課税。（通常、金融商品の運用益には 20.315% の税金が課せられます）
- ③ 受取時は、一時金で受け取れば退職所得控除、年金で受け取る場合は、公的年金等控除の税制優遇があります。

次に、選択制 DC と iDeCo の違い以下の通りです。

	選択制 DC	iDeCo
①掛金 (月額上限)	55,000 円 forche の場合、 54,000 円	23,000 円
②社会保険料 削減効果	あり	なし
③加入年齢の 上限	最長 70 歳まで	最長 65 歳まで
④費用負担	会社	個人



それぞれの項目を順に比較検討していきます。

## ① 掛金（月額上限）

選択制 DC の上限金額は 55,000 円（会社が掛金を一部負担するタイプの場合、会社拠出と選択部分の合計額）です。一方、iDeCo は、23,000 円が上限です。

例えば、毎月 1,000 円多く掛金を拠出すると 30 年間の元利合計で約 100 万円（平均利回り 6 %として計算した場合）多くなります。毎月 10,000 円多く拠出すると約 1,000 万円になるのですから。上限金額の大きい企業型 DC はメリットが大きいですね。

## ② 社会保険料削減効果

選択制 DC の場合は毎月の掛金額は給与の支給額に含まれないため、掛金の金額によっては社会保険料の等級が下がり、社会保険料の負担を軽減する効果が期待できます。1 等級下がると年間 2 ~ 4 万円程度の削減効果があります。但し、等級が下がると、将来受け取る年金なども減額されるデメリットもありますが、すごく長生きする場合を除いて、メリットの方が大きいです。

## ③ 加入年齢の上限

現在、企業型 DC は、規約に定めることにより最長 70 歳まで掛金を拠出できます。65 歳まで加入できると定めている企業が大多数ですが、60 歳までとしている企業もあるので、何歳まで拠出できるか把握していない方は、会社に確認しましょう。iDeCo は、65 歳までですが、岸田首相の資産所得倍増プランでは、70 歳までとする案が出されています。

## ④ 費用負担

企業型 DC は、会社が、iDeCo は、個人が費用を負担します。

選択制 DC の加入者は、iDeCo の同時加入に迷うことなく掛金を上限まで増やすようにいたしましょう。

最後に、会社が掛金の金額を決めるタイプの企業型 DC の加入者の方向けに解説します。

実は、企業型 DC と iDeCo の同時加入は、このタイプの方の為に導入された制度なのです。

会社が掛金を勤続年数、役職、月額給与の何%などと定めて拠出する場合があります。例えば、会社が従業員に対して 3,000 円しか拠出していない場合、従来は、iDeCo に加入できなかったので、3,000 円のメリットしか受けることができませんでした。その人は、会社が企業型 DC をやっていなければ、23,000 円を上限として積み立てることができたのです。

そのような方を救済するために、企業型 DC に加入していても、iDeCo は 20,000 円（23,000 円ではない）を上限に加入できるようになりました。

会社が掛金の金額を決めて拠出するタイプには、「マッチング拠出」といって、会社が決めた金額を上限として従業員も拠出できる制度を設けている場合があります。

例えば、先ほどの例だと、従業員は 3,000 円まで拠出できるので、合計で 6,000 円となります。これでも少ないですよね。マッチング拠出と iDeCo は併用できないので、3,000 円を超えて拠出したい場合は、マッチング拠出している人は、マッチング拠出を止めて iDeCo に加入することになります。

但し、会社拠出と iDeCo の合計の拠出金額は、企業型 DC の上限である 55,000 円となります。



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1F

<https://www.deco-pa.com>

